

川南町告示第55号

平成28年4月1日

川南町長 日高 昭彦



川南町都市計画マスタープランの策定について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定により、町の都市計画に関する基本方針を定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画に関する基本方針を公衆の縦覧に供する。

- 1 都市計画に関する基本方針の名称  
川南町都市計画マスタープラン
- 2 効力の発生する日  
平成28年4月1日
- 3 縦覧場所  
川南町役場建設課
- 4 縦覧期間  
平成28年4月1日から平成28年4月30日